

建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定表示手数料(令和3年4月1日現在)

単位 (円)

建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請 法第41条(適合証等添付の場合)	適合認定申請
一戸建ての住宅(人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る)	5,100
一戸建て住宅以外の建築物	
法第11条第1項に規定する住宅部分	
当該部分の床面積の合計が300㎡未満のもの	9,700
当該部分の床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満のもの	21,000
当該部分の床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	46,000
当該部分の床面積の合計が5,000㎡以上のもの	81,000
法第11条第1項に規定する非住宅部分	
当該部分の床面積の合計が300㎡未満のもの	9,700
当該部分の床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満のもの	16,700
当該部分の床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満のもの	27,100
当該部分の床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	80,400
当該部分の床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満のもの	128,000
当該部分の床面積の合計が10,000㎡以上25,000㎡未満のもの	161,000
当該部分の床面積の合計が25,000㎡以上のもの	201,000

単位 (円)

建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請 法第41条(適合証等なしの場合)	適合認定申請
一戸建ての住宅(人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る)	
性能基準による場合	
当該住宅の床面積の合計が200㎡未満のもの	34,400
当該住宅の床面積の合計が200㎡以上のもの	38,400
モデル住宅法による場合	
当該住宅の床面積の合計が200㎡未満のもの	17,700
当該住宅の床面積の合計が200㎡以上のもの	19,100
仕様基準による場合	
当該住宅の床面積の合計が200㎡未満のもの	17,700
当該住宅の床面積の合計が200㎡以上のもの	19,100
一戸建ての住宅以外の建築物	
住宅部分	
性能基準による場合	
当該部分の床面積の合計が300㎡未満のもの	69,100
当該部分の床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満のもの	116,000
当該部分の床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	196,000
当該部分の床面積の合計が5,000㎡以上のもの	281,000
フロア入力法による場合	
当該部分の床面積の合計が300㎡未満のもの	33,100
当該部分の床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満のもの	58,000
当該部分の床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	104,000
当該部分の床面積の合計が5,000㎡以上のもの	157,000
仕様基準による場合	
当該部分の床面積の合計が300㎡未満のもの	33,100
当該部分の床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満のもの	58,000
当該部分の床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	104,000
当該部分の床面積の合計が5,000㎡以上のもの	157,000
非住宅部分	
モデル建物法による場合	
当該部分の床面積の合計が300㎡未満のもの	87,100
当該部分の床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満のもの	110,700
当該部分の床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満のもの	145,700
当該部分の床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	235,700
当該部分の床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満のもの	309,000
当該部分の床面積の合計が10,000㎡以上25,000㎡未満のもの	371,000
当該部分の床面積の合計が25,000㎡以上のもの	435,000
標準入力法による場合	
当該部分の床面積の合計が300㎡未満のもの	227,100
当該部分の床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満のもの	284,400
当該部分の床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満のもの	367,100
当該部分の床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	523,700
当該部分の床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満のもの	646,000
当該部分の床面積の合計が10,000㎡以上25,000㎡未満のもの	763,000
当該部分の床面積の合計が25,000㎡以上のもの	871,000

備考

- ・住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とします。  
ただし、住宅部分または非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しません。
- ・共同住宅の一の建築物の申請の場合(性能基準又はフロア入力法による場合に限る。)の手数料の額は、住戸部分の額に共用部分の額を加算した額とします。  
ただし、共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の額は加算しません。
- ・共同住宅の一の建築物の申請の場合(仕様基準による場合に限る。)の手数料の額は、当該共用部分の額は加算しません。
- ・建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。)第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、標準入力法等(実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量を用いて評価する方法をいう。)による場合とみなして算出した額とします。